

別紙Ⅱ 自治区運営ルール

1. 自治区加入金

- ①下古屋自治区内に家屋を新築あるいは取得（分譲マンションの取得を含む）した場合は、自治区加入金として3万円を徴収する。
- ②下古屋自治区内で事業所を構えるときは、自治区加入金として3万円を徴収する。
- ③区民であった者が新規に家を建築し新たな世帯を構成した場合は、自治区加入金として1万円を徴収する。

2. 区費

- ①区費の徴収は6か月単位とし、5月と10月に5千円（年額1万円）を徴収する。
- ②賃貸集合住宅の入居者は、6か月3千5百円（年額7千円）を徴収する。
- ③賃貸集合住宅入居の母子世帯・独身世帯に限り、6か月2千円（年額4千円）を徴収する。

3. 自治区運営協力金

下古屋自治区内に事業所を設け運営する事業者から、自治区運営協力金を下記基準で年に一度、区の役員が訪問し徴収する。

事業の形態	区分・規模等		運営協力金（年額）
法人格の事業所	従業員数 (含パート)	100人以上	150,000円
		50人以上	80,000円
		10人以上	60,000円
		10人未満	15,000円
個人経営の事業者	代表者	地域外住居	10,000円
賃貸集合住宅の事業者	賃貸個数	1戸あたり	1,000円

4. 区費の徴収

- ①基本的に組長（任期1年）が各戸を訪問し徴収する。
- ②マンション・アパートなど、経営者及び管理組合・管理会社で徴収可能ならば、銀行振り込みも可能とする。

5. 広報など配布物

- ①基本的に組長が各戸に配布する。
- ②マンション・アパートなど、経営者及び管理組合・管理会社にて取りまとめ配布が可能であれば、その方法を協議する。
(入居者の頻繁な出入りで、実態把握できず困っている)

6. 自治区への加入

開発業者は上記を経営者・事業者の説明し自治区への訪問、加入手続きを指導する。別途、各戸毎にみどり色の封筒にて加入案内書を配付する。

- ・防災住民台帳（自治区へ提出）
- ・自治区加入案内、ゴミステーション管理の申し合わせ事項、自治区における葬儀の申し合わせ事項、メール連絡網への登録のお願い など配布する。
- ・マンション・アパートなど、入居者及び管理組合・管理会社など自己管理体制の充実している場合、環境美化活動などへの参加の在り方を協議する。